

入院に関する県委員会（CDHP）でも、1日平均約8,000人の非自発入院患者に対して、不服申し立てと面接の件数は年間約2,000件（対非自発入院比率約25%）となっている<sup>4)</sup>。

歴史や制度の異なる国との間で数値だけを単純比較することに問題はあるにせよ、わが国における直接審査の件数が、国際的に見て決して高い水準にあるとはいえないことは確かである。加えて、国内における地域格差も著しい<sup>3)5)6)</sup>。

### （3）審査会活動の地域格差

精神医療審査会の活動性を表す指標には、合議体の開催頻度、1合議体当たりの書類審査件数と返戻率（図1）、請求審査件数（図4）、請求審査係数（書類審査に対する請求審査件数の比率、図5）、請求審査日数（図3）などが考えられるが、それぞれの図に見るように、いずれも著しい地域格差がある。

特に、請求審査件数（図4）および請求審査係数（図5）は、医師以外の委員を含む直接審査という精神医療審査会制度の根幹をなす機能を反映する数値である。図によれば、ともに西高東低の傾向にある。

### （4）措置入院者の審査

措置入院者の審査については、書類審査における返戻率（図2）、請求審査の結果（図8）、および実地審査状況などからみても、医療保護入院者よりは慎重な審査がなされていることが窺える。

それにもかかわらず、措置入院患者（特に長期在院者）比率の地域格差は依然として変わらない（図9、10）。やはり、措置入院制度運用上の問題があるといわざるをえない。

## 2. 長期措置入院者数の地域格差

### （1）長期措置入院者のプロフィールと措置継続基準の不統一性

20年近くにわたって措置入院を解除できない長期在院患者という、一般的には、深刻な精神病理と行動病理が持続し、隔離室から出すことさえ困難ないわゆる「処遇困難事例」が想定されるが、2005年度の調査から浮かび上がった長期措置入院事例の典型は、予測に反していた。むしろ、処遇困難な慢性重症患者が少な

く含まれることは間違いないであろうが、多数派ではないということである。言い方を換えれば、措置入院継続の判断基準が標準化されていない現状が、今回の調査で浮き彫りになったといえよう。

### （2）措置継続の要否判断に関わる精神医療審査会の役割

精神医療審査会は、措置入院患者からの退院請求がなくとも、6ヶ月に1度の書類審査において、措置入院継続の妥当性を検証する権限をもっており、措置継続に疑問があれば、報告徴収権や審問権を駆使して詳しい調査をすることができる。そして、措置入院要件がないと判断されれば、知事による措置解除と入院形式の変更、場合によっては退院命令を勧告することもできる。

今回の調査結果は、長期の措置入院継続患者の中に、自傷他害のおそれという措置入院の要件を拡大解釈して、漫然と措置入院を継続している事例の混在している可能性が示唆された。措置入院は、外出や外泊に知事の許可が必要など、他の入院形態に比べて行動制限の多い入院形式である。家族が保護者への選任を拒んでいる、医療費の支払いに不安がある、過去に重大な他害行為がある、といった事由によって、現在さし迫った自傷他害行為リスクがあるとは思えない事例を長期間措置入院させることは、容認されるものではない。

精神医療審査会は、書類審査を通じて、措置入院継続の要否を厳密にチェックすべきである。精神医療審査会に与えられた調査権限は、措置入院継続の要否判断においては、「行使することができる権限」ではなく、「行使しなければならない権限」と解して、措置入院の継続に必然性を感じさせない定期病状報告書に遭遇したならば、病院に出向いて積極的に調査すべきである<sup>12)</sup>。

### 3. 医療観察法施行後の措置入院制度

医療観察法の施行によって、いわゆる重大6犯罪の加害者となった精神障害者のうち、責任能力の減免を理由に不起訴となった事例や公判を経て実刑判決に至らなかった事例は全て、従来の検察官通報に代わって、医療観察法への

申し立てがなされることとなった。これにともなう、今後は、年間約 900 件に上る検察官通報とそれに基づく措置入院は減ると予測されるが、申請・通報の大多数を占める警察官通報（年間約 1 万件）とそれに基づく措置入院に変化はないと思われる。

#### （1）警察官通報の問題点

警察官通報およびそれに基づく措置入院や緊急措置入院の制度は、大都市部では精神科救急医療へのアクセス手段という臨床的な意義を持っている。しかし一方、警察官通報は、触法事例がその法的責任を十分に吟味されることなく医療に移管される危険性をはらんでいる。重大 6 犯罪に該当すると思われる他害行為をとまったとしても、精神科治療歴のある事例の中には、警察の判断で措置入院に移管され、法的責任が不問に付される事例が含まれていた。

医療観察法は、こうした警察段階での安易な医療への移管（diversion）に歯止めをかける可能性がある。すなわち、重大な他害行為を伴う事例は、少なくとも検察送致となる比率が高まるものと期待される。医療の側も、触法事例の安易な医療への移管を防止するために、医療観察法の存在を活用すべきであろう。

#### （2）外部監査制度のあり方

医療観察法体制はまた、入院処遇事例の人権擁護や入院継続要件のチェックの面で、従来の精神保健福祉法よりも厳密な監査を要請している。指定入院医療機関は頻繁に外部監査を受け、入院処遇継続の要否は 6 ヶ月に一度、裁判体で評価される。その評価法も標準化されている。

こうした医療観察法の外部監査システムは、現行の措置入院制度下における監査システムにも影響をもたらすであろう。すなわち、精神医療審査会制度はもとより、知事権限に基づく実地指導と実地審査にも、厳密さと標準化を要請することとなる。

#### （3）長期措置入院者のプロフィールが暗示するもの

ところで、長期措置入院者のプロフィール調査の結果は、医療観察法の行方を暗示してもいる。殺人をはじめとする重大触法事例は、医学

的理由のみならず、地域住民や家族の抵抗など非医学的な理由によっても長期間の措置入院継続を余儀なくされているものと推測される。たとえ措置解除されたとしても、精神科病院内にとどまっている事例も数多いと思われる。今回の調査は、触法事例の社会復帰の困難さをあらためて浮き彫りにした。医療観察法による入院処遇事例の社会復帰にも、これに優るとも劣らない障壁が待ち構えているものと関係者は覚悟すべきであろう。

### E. 結論

今回の一連の研究を通じて、本研究班は、措置入院者に主眼を置きながら、精神医療審査会や実地審査の運用実態を描き、長期措置入院者のプロフィール分析から措置入院継続の判定基準を標準化する必要性を指摘した。また、精神医療審査会が相談・説明・調整・監査という多角的な機能を有することを再確認し、それらの機能をもっと活用すべきであると提言した。

精神医療審査会をはじめとする精神障害者の権利擁護制度は、わが国が国際社会から文明国と呼ばれるための必要条件である。司法精神医学も、刑事責任能力の評価や触法精神障害者の処遇と並んで、患者の権利擁護を論じて、はじめて学としての地位が与えられるであろう。

わが国が文明国であり法治国家であると自負するためには、精神障害者の権利擁護制度をもっと豊かなものにして行かなくてはならない。そのためにも、精神医療審査会活動を定期的にモニターし、問題事例を収集・分析する研究の継続が必要不可欠である。

### F. 研究発表

1. 平成 16 年度の研究成果の一部は、平成 17 年 2 月の全国精神医療審査会連絡協議会シンポジウムにおいて口演発表した。

2. 平成 17 年度の研究成果の一部は、平成 18 年 2 月の全国精神医療審査会連絡協議会シンポジウムにおいて口演発表した。また、研究報告書の圧縮版を日本精神科病院協会雑誌に投稿した。

3. 平成 18 年度の研究成果の一部は、平成 19 年 2 月の全国精神医療審査会連絡協議会シン

ポジウムにおいて口演発表した。

## G. 知的所有権の取得状況

なし。

おわりに

今回の研究の途上にあつた平成17年12月、分担研究者であつた山崎敏雄先生が逝去され、18年度は平田が研究を受け継ぐこととなつた。

山崎先生は、精神医療審査会制度の草創期から審査活動に携わり、全国連絡協議会を組織されたほか、関連の厚生労働科学研究の分担研究者を長年勤めてこられた。まさに、わが国の精神医療審査会制度を育ててこられた第一の功労者である。

先生のご努力の結果、精神保健福祉法改正のたびに精神医療審査会の機能が強化され、近年では精神科病院における深刻な人権侵害事件が抑止されるに至っている。

本報告書を借りて、山崎先生の業績を讃え、ご冥福をお祈り致します。  
(平田豊明)

### [参考文献]

- 1) 八田耕太郎、平田豊明、宮岡等、山口直彦：措置要件：自傷他害のおそれをどう診立てるか。精神科治療学。16;791-805, 2001
- 2) 平田豊明：人格障害ケースの措置入院を考える。精神科治療学。16;669-673, 2001
- 3) 平田豊明：精神障害者のアドボカシーと精神医療審査会。日本社会精神医学会雑誌。Vol.11; 116-119, 2002
- 4) 平田豊明、三脇康生：精神科入院患者の人権擁護制度—その日仏比較。日本精神科病院協会雑誌。Vol.21;1276-1284, 2002
- 5) 平田豊明：精神医療審査会。司法精神医学 4; 司法精神医療, 276-286, 中山書店, 東京, 2005
- 6) 金子晃一, 伊藤哲寛, 平田豊明, 川副泰成編：精神保健福祉法—その理念と実務。星和書店, 東京, 2002
- 7) Mental Health Act Commission : Annual report 2002-03.  
<http://www.mhac.trent.nhs.uk>
- 8) 大阪精神医療人権センター：精神医療オンブズマン運営要綱。  
<http://www.psy-jinken-osaka.org>
- 9) 高柳功：措置入院制度の歴史からみた措置要件の問題点。精神科治療学。16;655-661, 2001.
- 10) 八尋光秀：精神保健法に基づく法的援助活動に関する福岡県弁護士会の取り組み。法と精神医療。Vol.9. 1995
- 11) 山崎敏雄, 平田豊明他：人権擁護のための精神医療審査会の活性化に関する研究。平成14年度厚生労働科学研究費補助金(障害保健福祉総合研究事業) 入院中の精神障害者の人権確保に関する研究(主任研究者浅井邦彦) 報告書。115-134, 2003
- 12) 山崎敏雄他：措置入院制度の適正な運用における精神医療審査会のあり方に関する研究。平成16年度厚生労働科学研究「措置入院制度の適正な運用に関する研究」報告書。2005
- 13) 全国精神医療審査会連絡協議会：NEWS LETTER No. 18. 平成17年度熊本シンポジウム。平成17年10月1日
- 14) 全国精神医療審査会連絡協議会：NEWS LETTER No. 19. 平成17年度総会・シンポジウム。平成18年2月24日
- 15) 全国精神医療審査会連絡協議会：NEWS LETTER No. 20. 平成18年度岡山シンポジウム。平成17年10月28日

表1 委員内訳(2003年度)

審 査 会	合 議 体 数	医 療 委 員 計	女 性	平 均 年 齢	在 任 年 数	民 間	国 公 立	そ の 他	実 地 審 査	実 地 指 導	法 律 委 員 計	弁 護 士	検 察 官	裁 判 官	そ の 他	有 識 者 計	看 護 職	P S W	心 理 職	社 福 団 体	そ の 他
北海道	3	9	0	51.3	2.8	4	5	0	4	0	3	2	0	1	0	3	0	0	0	1	2
青森県	3	9	1	49	3.1	2	4	3	9	0	3	1	0	1	1	3	1	0	1	0	1
岩手県	3	9	1	57	3.3	4	4	1	9	9	3	1	2	0	0	3	0	0	0	0	3
宮城県	3	9	0	66.8	14	6	2	1	3	3	3	2	0	1	0	3	1	1	0	0	1
秋田県	3	9	0	54.2	6.4	6	3	0	3	3	4	2	1	1	0	4	1	1	0	0	2
山形県	3	8	0	59.4	5	6	2	0	8	8	4	1	1	1	1	4	0	1	0	2	1
福島県	4	6	0		5.9	4	2	0	6	6	4	2	0	2	0	4	1	1	1	0	1
茨城県	2	6	1	60	4.5	5	1	0	0	0	2	1	1	0	0	2	0	0	0	1	1
栃木県	3	9	2	50.1	3	6	2	1	9		3	2	1	0	0	3	0	0	1	0	2
群馬県	4	12	1	57.8		5	4	3	12	12	4	4	0	0	0	4	1	0	0	1	2
埼玉県	4	12	5	55.4	2.6	10	2	0	8	0	4	2	1	1	0	4	0	2	0	2	0
千葉県	4	12	1	50.9	4.4	8	4	0	0	0	4	2	1	1	0	4	0	2	0	1	1
東京都	4	16	0		1.4	8	5	3	0	0	7	4	2	1	0	4	2	0	0	0	2
神奈川県	3	9	2	58.1	6.1	6	1	2	1	1	3	2	1	0	0	3	0	1	0	1	1
新潟県	4	12	2	54.5	5.7	7	5	0	12	12	4	1	1	1	1	4	0	0	0	2	2
富山県	2	8	1	60.8	9	4	3	1	8	8	3	2	0	1	0	2	1	0	0	1	0
石川県	2	6	0	61.3	8	3	3	0	2	2	2	1	0	0	1	2	0	0	0	1	1
福井県	3	9	1	52.2	7.2	6	3	0	9		3	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0
山梨県	3	9	0	59.2	6.9	6	2	1	2	2	3	1	1	0	1	3	3	0	0	0	0
長野県	3	9	1		6.9	7	2	0	9	9	3	1	1	1	0	3	1	1	0	1	0
岐阜県	2	6	0	65.2	4	5	1	0	6	6	4	4	0	0	0	2	0	1	0	1	0
静岡県	2	8	1	48.5	3.5	6	2	0	1	1	4	2	2	0	0	4	2	1	0	0	1
愛知県	4	12	0	51.3	2.6	4	4	4	12	1	4	2	1	1	0	4	0	0	0	1	3
三重県	3	12	2	51.1	3.2	9	3	0	12	1	3	1	1	1	0	3	1	1	0	0	1
滋賀県	3	9	0	58.9	10	7	2	0	0	0	3	3	0	0	0	3	1	0	0	1	1
京都府	3	9	0	59.3	8.2	5	2	2	9	9	3	1	1	0	1	3	1	0	0	2	0
大阪府	5	15	1	54.6	3.5	9	5	1	2	2	5	4	0	0	1	5	0	3	1	0	1
兵庫県	4	12	1	52.7	3	8	2	2	6	5	4	1	1	1	1	4	2	2	0	0	0
奈良県	3	9	1		3.5	7	2	0	4	4	3	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0
和歌山県	3	9	1	61.9	7.1	5	4	0	9	9	3	2	1	0	0	3	0	0	0	2	1
鳥取県	2	5	1	53	4.8	4	1	0	1	1	2	0	1	1	0	4	2	1	1	0	0
島根県	1	11	1		5.7	8	3	0	0	2	3	2	0	1	0	6	0	2	0	1	3
岡山県	3	9	0	63	9.1	6	2	1	8		3	1	0	1	1	3	1	0	0	1	1
広島県	4	12	1	53.2	4	6	2	4	12	12	4	2	0	1	1	4	1	1	0	2	0
山口県	3	9	1	53.9	5.2	6	3	0	1	2	3	1	1	1	0	3	0	0	0	0	3
徳島県	2	6	0	65.3	12	5	1	0	0	0	2	1	1	0	0	2	1	0	0	1	0
香川県	3	9	2	50.7	2.5	4	4	1	3	0	3	1	0	0	2	3	0	0	0	0	3
愛媛県	2	6	0	59.8	11	5	1	0	6	6	2	2	0	0	0	2	1	0	0	1	0
高知県	2	6	0	56.5	5.2	4	2	0	2	2	4	2	1	1	0	5	1	0	0	3	1
福岡県	4	12	1	47.8	2.5	8	4	0	3	3	4	3	1	0	0	4	0	1	0	0	3
佐賀県	2	6	0	55.5	6	5	1	0	4		2	1	1	0	0	2	0	0	0	2	0
長崎県	3	9	0	59.6	6.7	4	2	3	9	9	3	2	1	0	0	3	0	0	0	0	3
熊本県	2	6	0	55.8	4.2	4	2	0	3	3	3	1	1	1	0	4	1	0	0	0	3
大分県	3	9	1	66.9	13	8	1	0	9	0	3	2	1	0	0	3	0	0	0	0	3
宮崎県	2	8	0	51.8	3.5	6	2	0	4	4	3	3	0	0	0	3	0	0	0	1	2
鹿児島県	3	9	2	52.3	5.7	6	3	0	3	3	3	2	1	0	0	3	0	1	0	1	1
沖縄県	2	6	0	48.2	2	3	2	1	0	0	4	1	1	1	1	4	2	1	0	1	0
札幌市	2	6	1	62.3	4.8	4	2	0	4	0	2	1	0	1	0	2	0	0	0	1	1
仙台市	3	9	0	60.4	4.7	5	3	1	9	9	3	1	0	1	1	3	1	2	0	0	0
さいたま市	2	6	0	50.7	1.3	4	0	2	0	0	2	1	0	0	1	2	0	0	0	0	2
千葉市	2	6	1	52.2	5.3	2	3	1	0	0	2	1	0	1	0	2	0	0	0	1	1
横浜市	2	6	2		6.3	5	1	0	1	0	2	1	0	1	0	2	0	0	0	0	2
川崎市	2	6	1	63.5	6.3	5	1	0	0	0	2	1	1	0	0	2	0	0	0	2	0
名古屋市	3	9	0	52.9	3.4	5	1	3	0	0	3	1	1	1	0	3	1	1	0	1	0
京都市	2	8	0		5.3	6	2	0	8	0	4	1	0	0	3	4	0	0	0	1	3
大阪市	2	6	1	47.7	3.3	4	2	0	0	2	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2
神戸市	3	9	0	53.8	4.8	5	0	4	0	0	3	2	0	0	1	3	1	1	0	1	0
広島市	4	12	0	53.5	4.8	11	1	0	11	11	4	1	1	1	1	4	1	0	0	1	2
福岡市	3	9	0	47.6	3.2	5	0	3	0	1	3	2	0	0	1	3	0	1	1	0	1
北九州市	2	6	0	50.5	5.2	5	0	1	0	0	2	1	0	1	0	2	0	1	1	0	0
合 計	170	525	42	2950	317	336	138	50	276	183	190	103	35	31	21	191	33	37	7	43	71

表2 書類審査(2003年度)

審査会	合議体開催数	医保入院届	返戻	不承認	措置報告	返戻	不承認	医保報告	返戻	不承認	書類審査計	1回平均	返戻率
北海道	35	2902	63	0	103	3	0	1801	63	0	4806	137	3.7
青森県	18	1136	129	0	30	3	0	678	83	0	1844	102	11.9
岩手県	18	653	0	0	74	0	0	451	0	0	1178	65	0
宮城県	24	1017	59	0	17	1	0	640	54	0	1674	70	4.8
秋田県	21	1745	0	0	24	0	0	1082	0	0	2851	136	0
山形県	17	1394	0	0	28	0	0	721	0	0	2143	126	0
福島県	24	2155	9	0	66	5	0	1785	4	0	4006	167	0.8
茨城県	24	1850	3	0	74	1	0	1484	28	0	3408	142	1.3
栃木県	24	1573	4	0	63	0	0	1444	1	0	3080	128	0.2
群馬県	12	1659	80	0	24	1	0	1629	132	0	3312	276	17.8
埼玉県	44	4470	375	0	200	41	0	3153	192	0	7823	178	13.8
千葉県	31	4051	481	0	43	5	0	3033	374	0	7127	230	27.7
東京都	44	10926	1997	0	121	11	0	4399	576	0	15446	351	58.7
神奈川県	12	3368	0	0	21	0	0	2053	0	0	5442	454	0
新潟県	24	3754	136	0	28	4	0	2924	131	0	6706	279	11.3
富山県	13	1552	17	0	45	5	0	1365	22	0	2962	228	3.4
石川県	12	1561	95	0	15	1	0	1123	88	0	2699	225	15.3
福井県	12	848	13	0	22	3	0	439	14	0	1309	109	2.5
山梨県	24	923	91	0	17	5	0	627	98	0	1567	65	8.1
長野県	12	1241	1	0	76	0	0	828	0	0	2145	179	0.1
岐阜県	24	1500	55	0	71	6	0	985	36	0	2556	107	4
静岡県	16	2932	0	0	42	0	0	1501	0	0	4475	280	0
愛知県	31	2516	73	0	114	8	0	1860	126	0	4490	145	6.7
三重県	12	1766	282	0	32	5	0	1035	120	0	2833	236	33.9
滋賀県	12	964	72	0	56	9	0	558	68	0	1578	132	12.4
京都府	36	1075	414	0	4	0	0	564	209	0	1643	46	17.3
大阪府	45	6952	802	0	37	1	0	4849	207	0	11838	263	22.4
兵庫県	36	1914	50	0	79	3	0	1659	92	0	3652	101	4
奈良県	12	1346	0	0	18	0	0	1159	0	0	2523	210	0
和歌山県	12	651	6	0	17	1	0	737	11	0	1405	117	1.5
鳥取県	12	576	43	14	28	5	0	419	37	8	1023	85	7.1
島根県	12	904	9	0	13	2	0	833	3	0	1750	146	1.2
岡山県	25	1674	31	0	32	1	0	1193	45	0	2899	116	3.1
広島県	24	1911	85	0	111	4	0	1645	63	0	3667	153	6.3
山口県	12	2090	473	0	19	6	0	2172	317	0	4281	357	66.3
徳島県	12	466	66	0	60	4	0	714	55	0	1240	103	10.4
香川県	25	594	21	1	7	0	0	377	5	5	978	39	1
愛媛県	24	1685	0	0	101	0	0	1405	0	1	3191	133	0
高知県	24	1400	16	0	13	0	0	761	29	0	2174	91	1.9
福岡県	47	3263	295	0	169	14	0	2819	223	0	6251	133	11.3
佐賀県	12	1189	17	0	100	8	0	902	33	0	2191	183	4.8
長崎県	24	1166	101	0	75	16	2	1327	152	0	2568	107	11.2
熊本県	25	2487	0	0	122	0	0	2465	0	0	5074	203	0
大分県	17	1372	291	0	73	16	0	1362	255	0	2807	165	33.1
宮崎県	24	772	73	0	5	0	0	781	88	0	1558	65	6.7
鹿児島県	24	1766	0	0	165	0	0	2434	0	0	4365	182	0
沖縄県	24	1630	254	0	56	9	0	929	102	0	2615	109	15.2
札幌市	24	2228	46	2	55	0	0	2034	60	2	4317	180	4.4
仙台市	24	759	44	0	2	13	0	451	0	0	1212	51	2.4
さいたま市	22	541	72	0	1	0	0	412	80	0	954	43	6.9
千葉市	16	1126	41	0	4	2	0	529	13	0	1659	104	3.5
横浜市	24	2639	0	0	22	0	0	1821	0	0	4482	187	0
川崎市	24	538	1	0	11	0	0	359	3	0	908	38	0.2
名古屋市	24	1488	49	0	98	9	0	1273	42	0	2859	119	4.2
京都市	24	1059	0	0	4	0	0	884	0	0	1947	81	0
大阪市	12	95	6	0	15	4	0	3	0	0	113	9	0.8
神戸市	25	1285	49	0	10	1	0	1022	32	2	2317	93	3.3
広島市	25	1125	13	0	59	0	0	735	4	0	1919	77	0.7
福岡市	30	1376	76	0	55	9	0	755	63	0	2186	73	4.9
北九州市	24	906	92	0	70	4	0	687	35	0	1663	69	5.5
計・平均	1346	110504	7571	17	3116	249	2	80069	4468	18	193689	141	6.3

表3 請求審査状況(2003年度)

審査会	請求受理	不審査件数	審査件数	入院継続	形式変更	退院命令	処遇妥当	処遇改善	意見調査日数	審査日数	通知日数
北海道	21	7	14	13	0	0	1	0	17.6	28.4	31.2
青森県	52	12	40	38	1	0	1	0	18	28	35
岩手県	9	6	3	2	1	0	0	0	6.1	16.7	20
宮城県	12	1	11	9	0	0	2	0	17	27	28
秋田県	21	4	17	11	3	0	1	2	15	19	31
山形県	17	6	11	11	0	0	0	0	31	38	45
福島県	49	13	36	30	1	0	5	0	22.8	33.6	40.8
茨城県	25	7	18	16	2	0	0	0	16.8	22.6	22.6
栃木県	26	9	17	14	1	0	1	1	20	29.2	29.2
群馬県	38	13	25	22	2	0	1	0	33.8	43.9	54.1
埼玉県	49	21	28	25	1	0	1	1	49.8	66.2	69.2
千葉県	73	26	47	42	0	0	3	2	17	27	33
東京都	282	166	116	106	9	0	1	0	61	70	105
神奈川県	63	16	47	42	0	1	4	0	37.7	48.1	49.7
新潟県	106	47	59	48	0	0	11	0	17.8	29	29
富山県	26	4	22	21	0	0	0	1	12.6	22.4	22.4
石川県	33	9	24	23	0	0	0	1	20	30	32
福井県	4	1	3	3	0	0	0	0	14.6	26.7	31
山梨県	23	6	17	13	2	0	2	0	12	20	31
長野県	27	9	18	18	0	0	0	0	20.4	30.7	33.8
岐阜県	44	24	20	18	0	0	1	1	30.6	40.2	43.2
静岡県	52	17	35	30	1	1	3	0	22.3	30.3	33.6
愛知県	84	15	69	60	5	1	3	0			45.6
三重県	28	7	21	18	1	0	2	0	20	25	38
滋賀県	33	12	21	17	2	0	1	1	56.4	65	72.4
京都府	73	25	48	45	0	0	3	0	15.1	23.2	27.5
大阪府	169	37	132	102	5	10	13	2	41	72	80
兵庫県	81	15	66	48	2	3	11	2	23.5	31	33
奈良県	54	7	47	40	1	0	6	0			
和歌山県	10	0	10	10	0	0	0	0	10	20	30
鳥取県	17	0	17	13	1	0	3	0	14.4	21.1	32.5
島根県	43	6	37	36	0	0	0	1	11	20	22
岡山県	105	16	89	87	1	0	0	1	14.7	27.8	29.2
広島県	72	26	46	41	3	0	2	0	23.5	29.9	31
山口県	32	1	31	29	0	0	2	0	15.6	27.7	31.5
徳島県	20	3	17	17	0	0	0	0	18	30	41
香川県	57	12	45	36	3	3	2	1	13	28	29
愛媛県	29	7	22	21	0	1	0	0	31	43	55.4
高知県	33	11	22	22	0	0	0	0	8	23	29
福岡県	172	43	129	78	41	0	7	3	71.9	83	86.8
佐賀県	44	12	32	27	3	1	1	0	19.5	28.1	35.3
長崎県	53	5	48	45	0	0	3	0	10.9	18.4	26.3
熊本県	48	10	38	36	0	0	2	0	14.6	18.1	26.6
大分県	19	2	17	15	1	0	1	0	16	29	34
宮崎県	12	2	10	9	0	0	1	0	22.5	31.2	41.3
鹿児島県	64	15	49	40	6	2	1	0	36	49	59
沖縄県	37	9	28	26	2	0	0	0	21	30	34
札幌市	31	12	19	19	0	0	0	0	32.8	37.2	43.3
仙台市	18	5	13	13	0	0	0	0	10	17	18
さいたま市	15	6	9	8	1	0	0	0	15.4	23.1	31.4
千葉市	31	8	23	23	0	0	0	0	22.9	26.9	30
横浜市	84	39	45	39	0	0	6	0	19	28	33
川崎市	20	6	14	14	0	0	0	0	22	33	35
名古屋市	47	14	33	29	2	0	2	0	28	41	48
京都市	59	19	40	34	1	0	5	0	15.6	24.2	28.5
大阪市	32	14	18	17	0	0	0	1	20	30	31
神戸市	15	3	12	9	0	0	3	0	18	30.5	32.2
広島市	61	18	43		1	0	0	0	26	32	37
福岡市	59	9	50	45	4	0	1	0	25.6	37.9	39.2
北九州市	45	10	35	24	8	0	2	1	19.9	30.8	35.5
計・平均	2909	878	2031	1747	118	23	121	22	21.9	31.5	37.5

図1 合議体1回当たりの書類審査件数(2003年度)

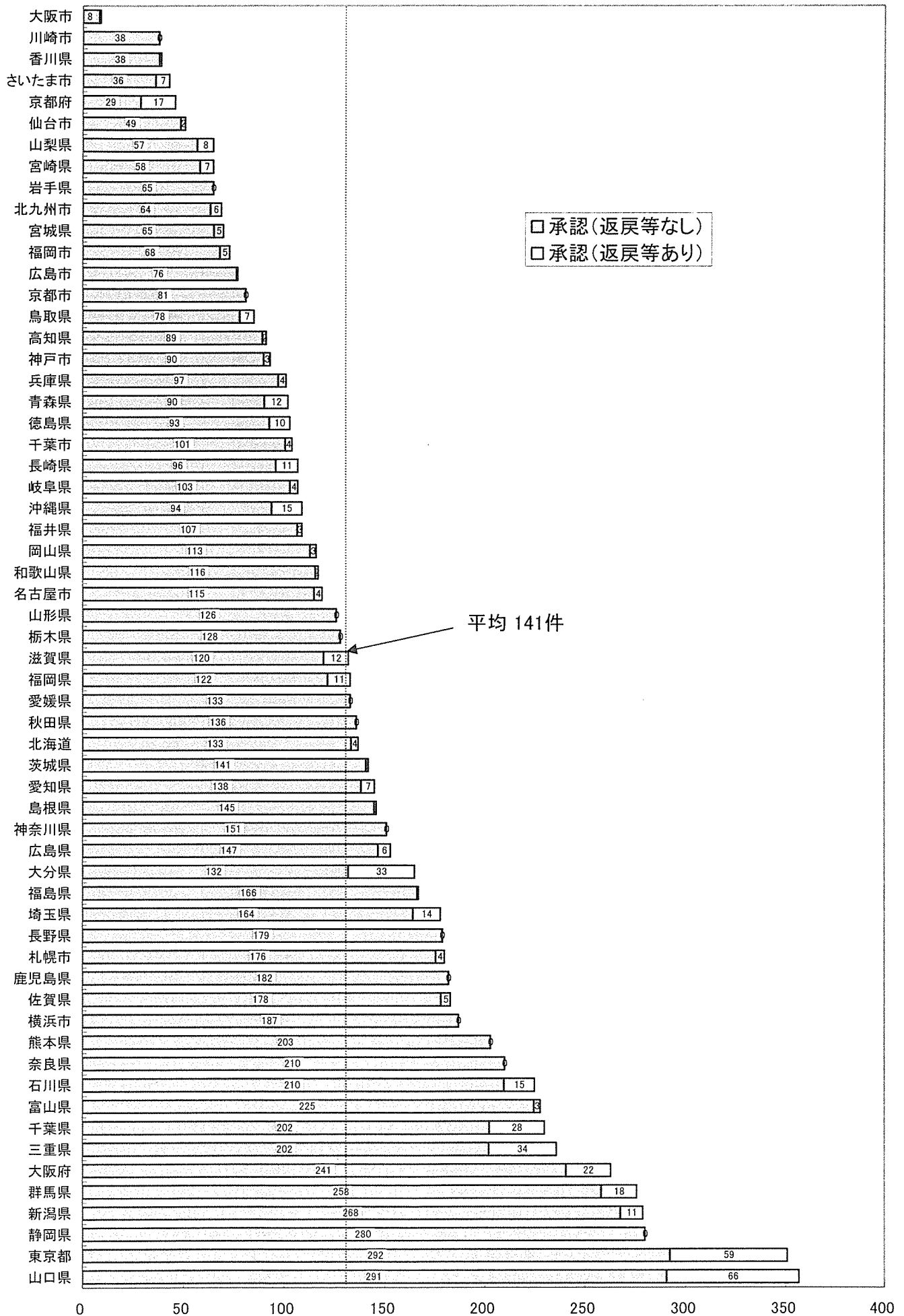


図2 書類審査状況

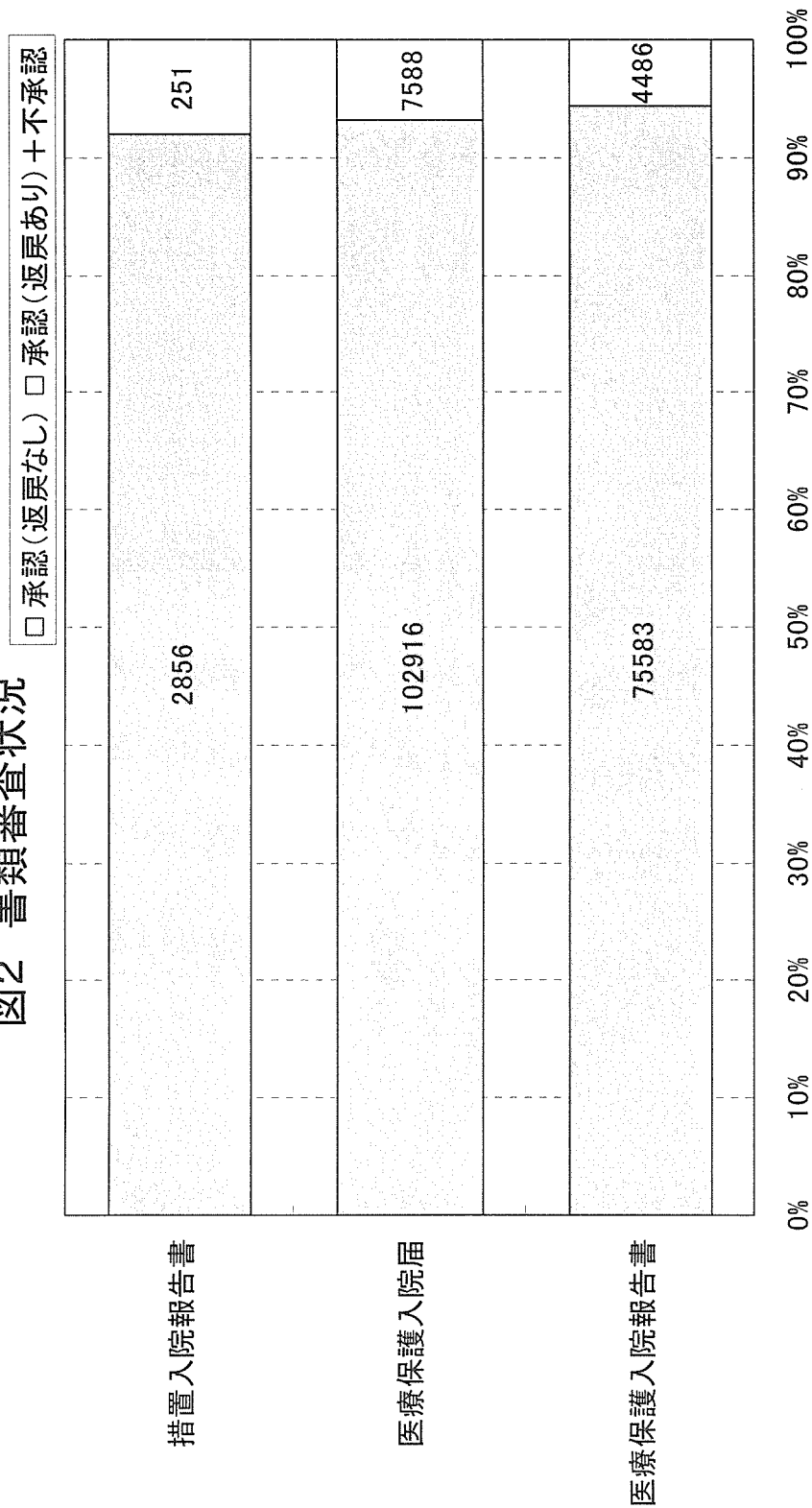
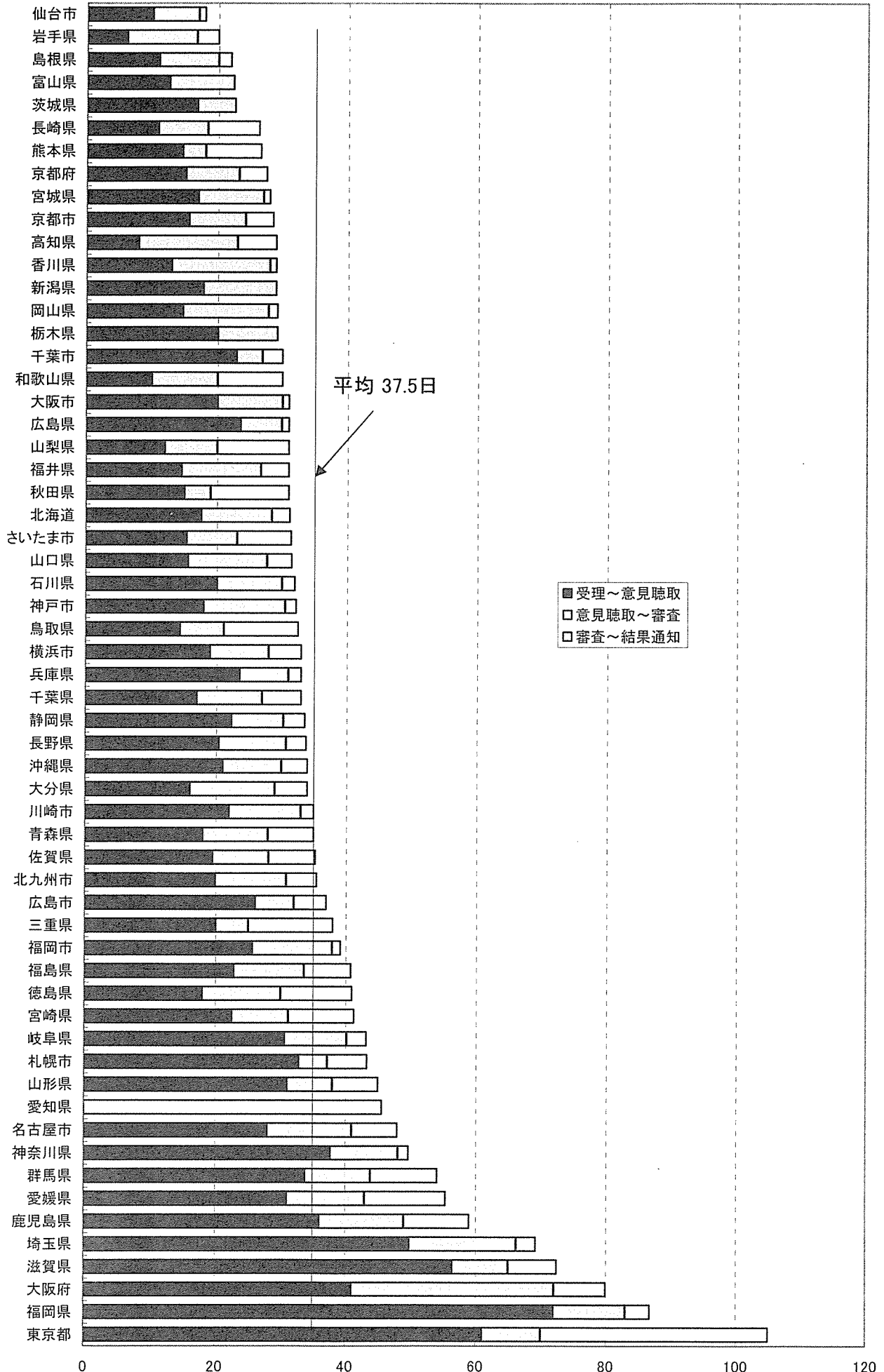




図3 請求受理から審査結果通知までの日数(2003年度)



注: 奈良県はデータなし。愛知県は請求受理から結果通知までの総日数のみ。

図4 請求審査件数と不審査件数(2003年度)

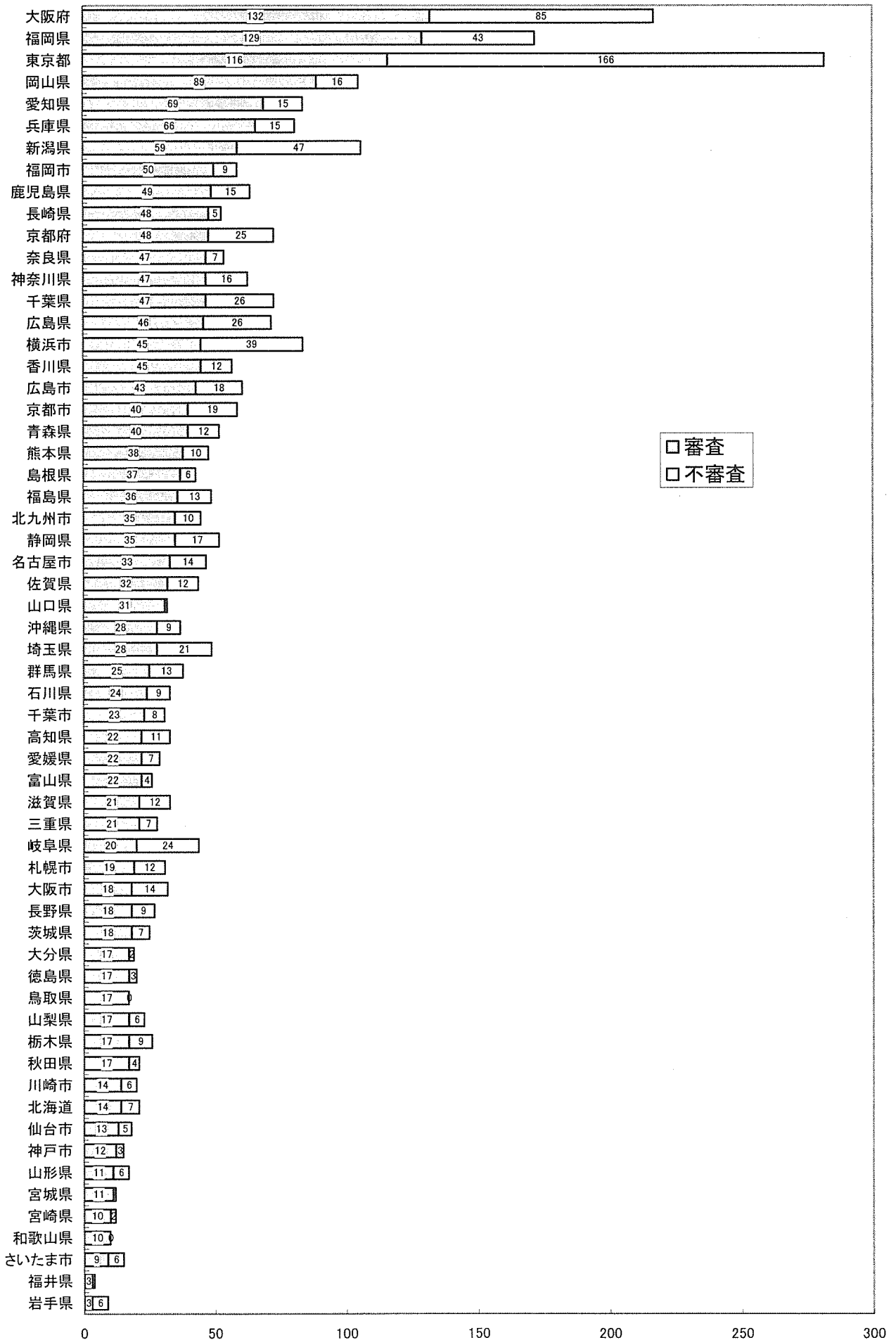
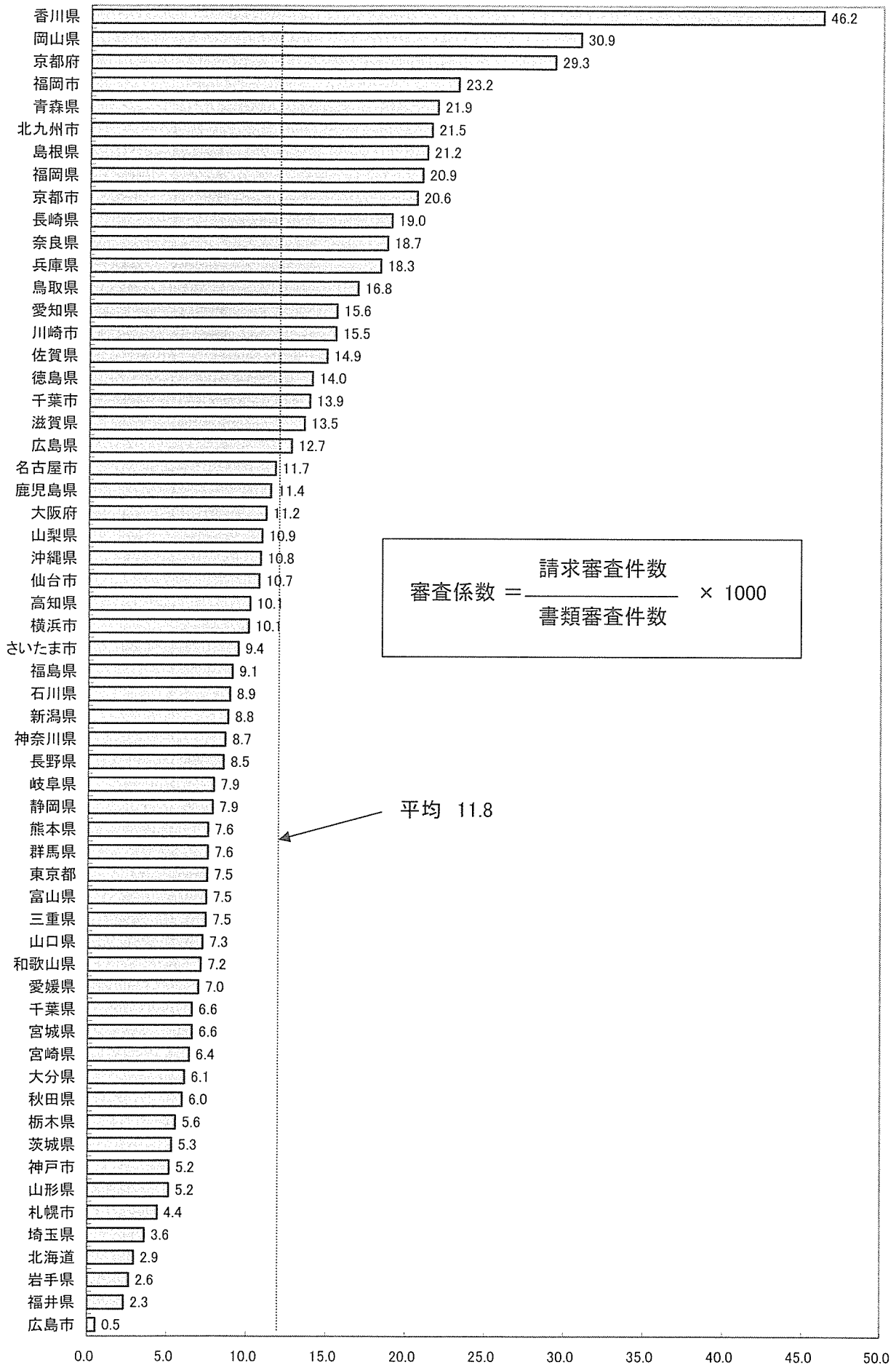


図5 請求審査係数(2003年度)



注:大阪市(審査係数170.6)を除く。

図6 在院期間別の請求件数

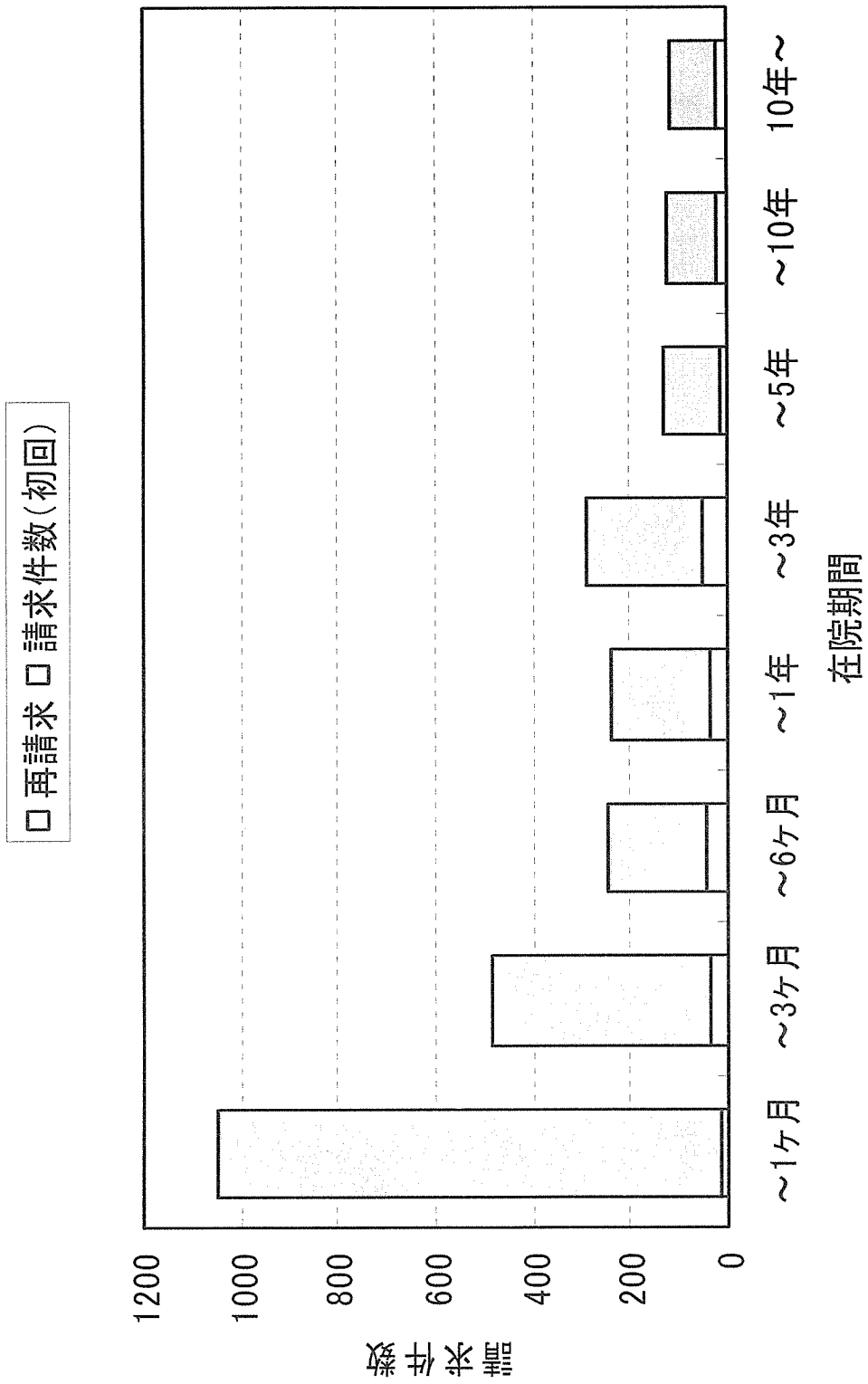


図7 退院請求(再請求)

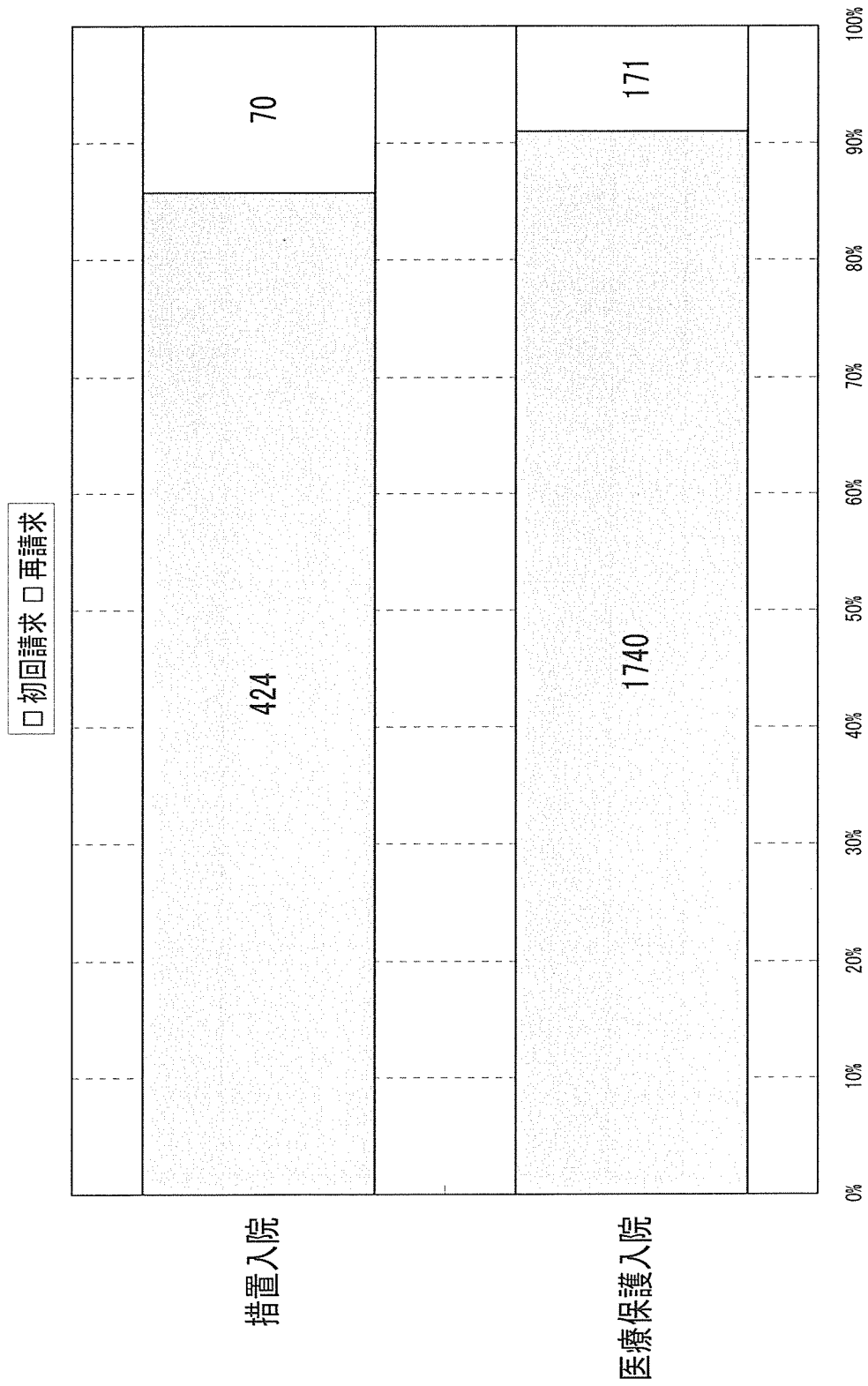


図8 退院請求の審査結果

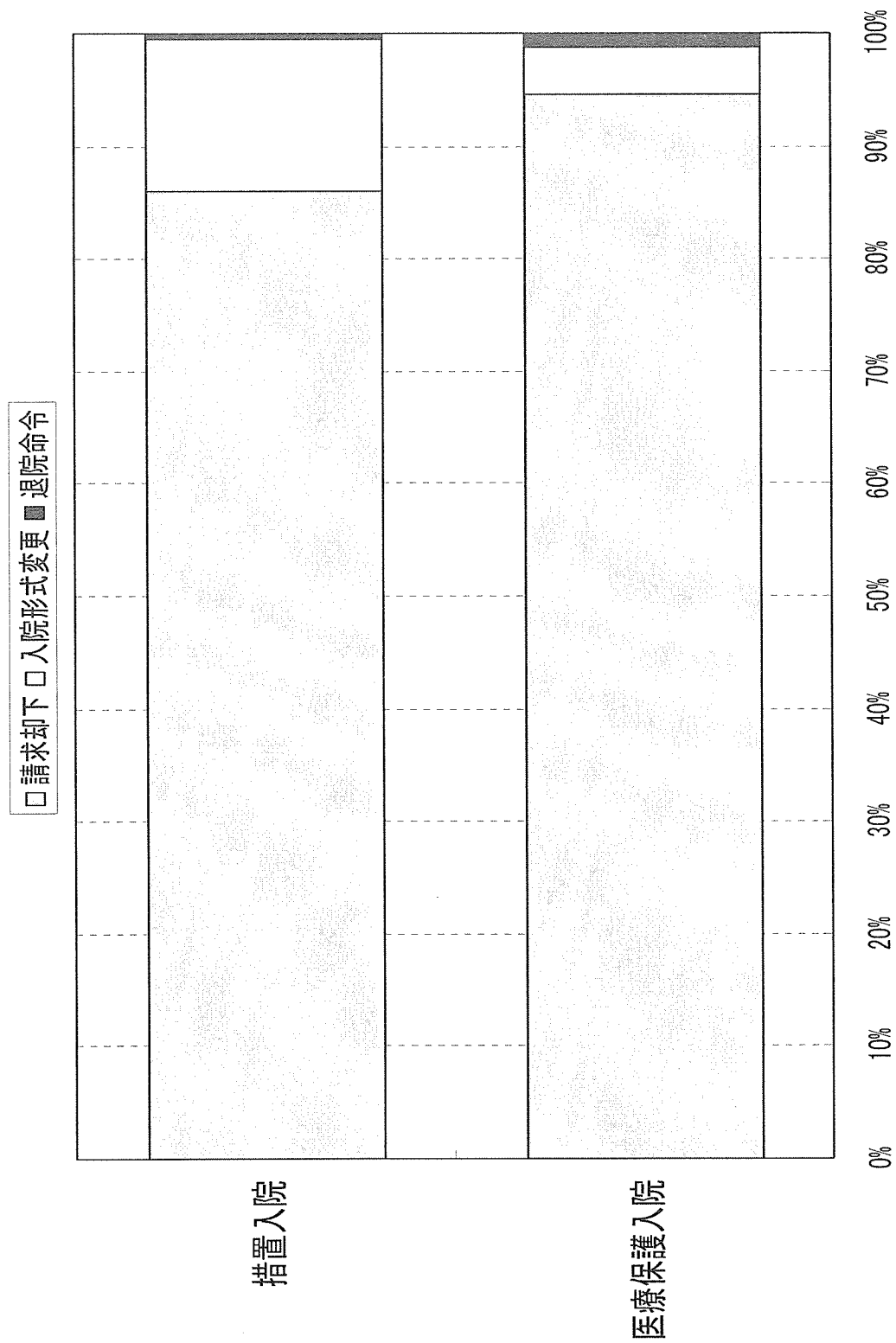


図9 自治体別・入院期間別措置入院者数(2003年6月末)

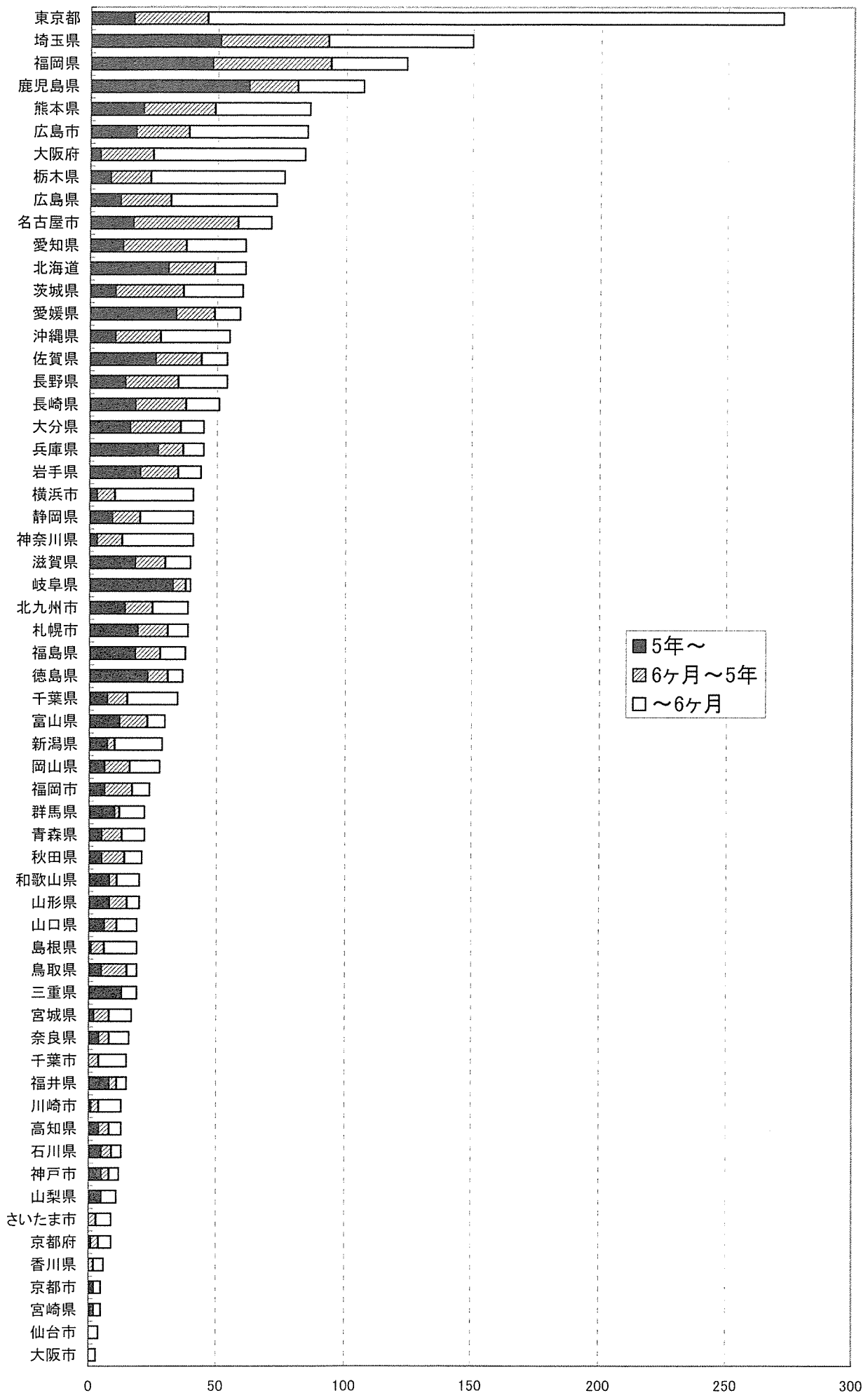


図10 5年以上の措置入院者数(2003年6月末)

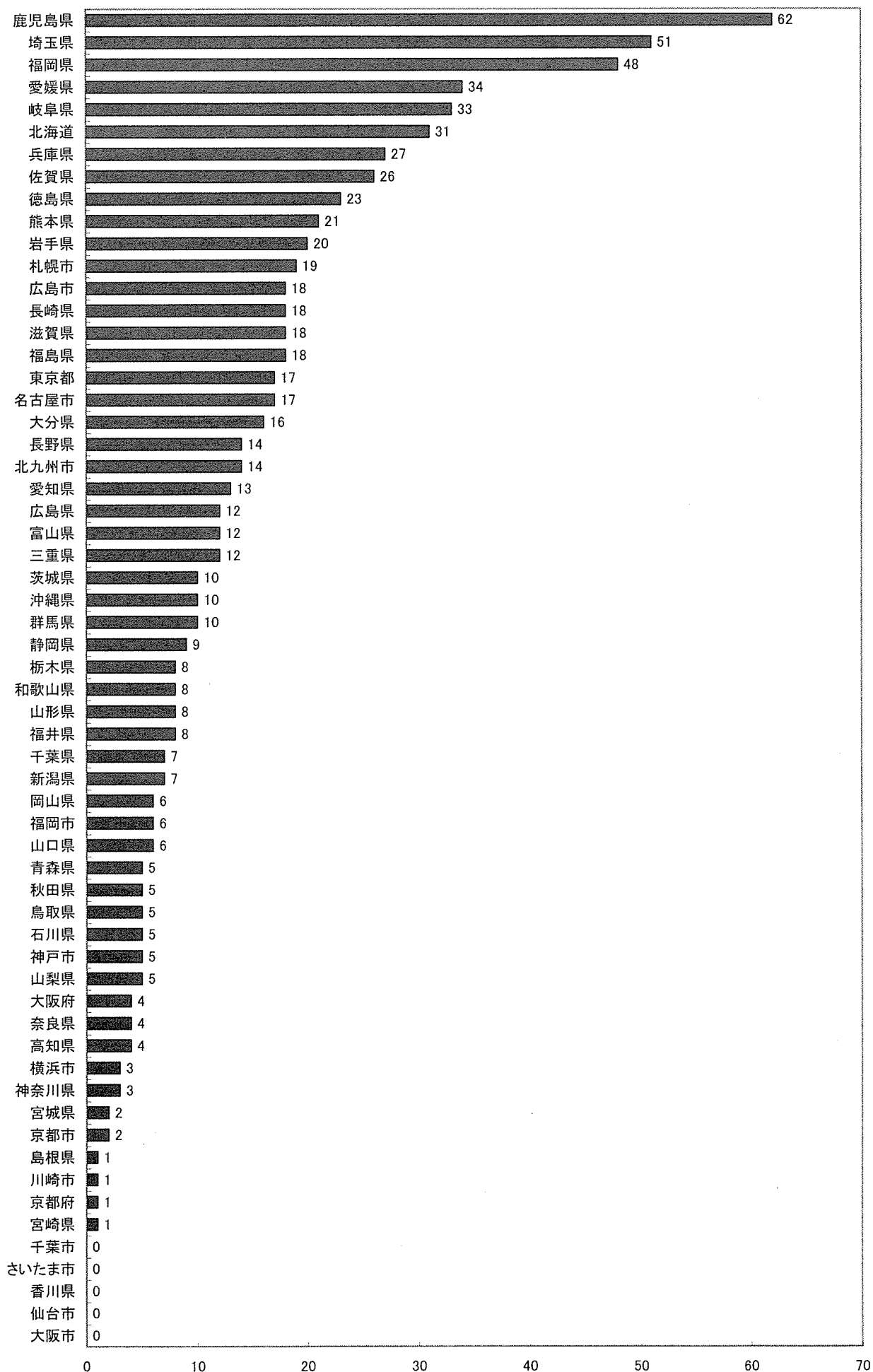
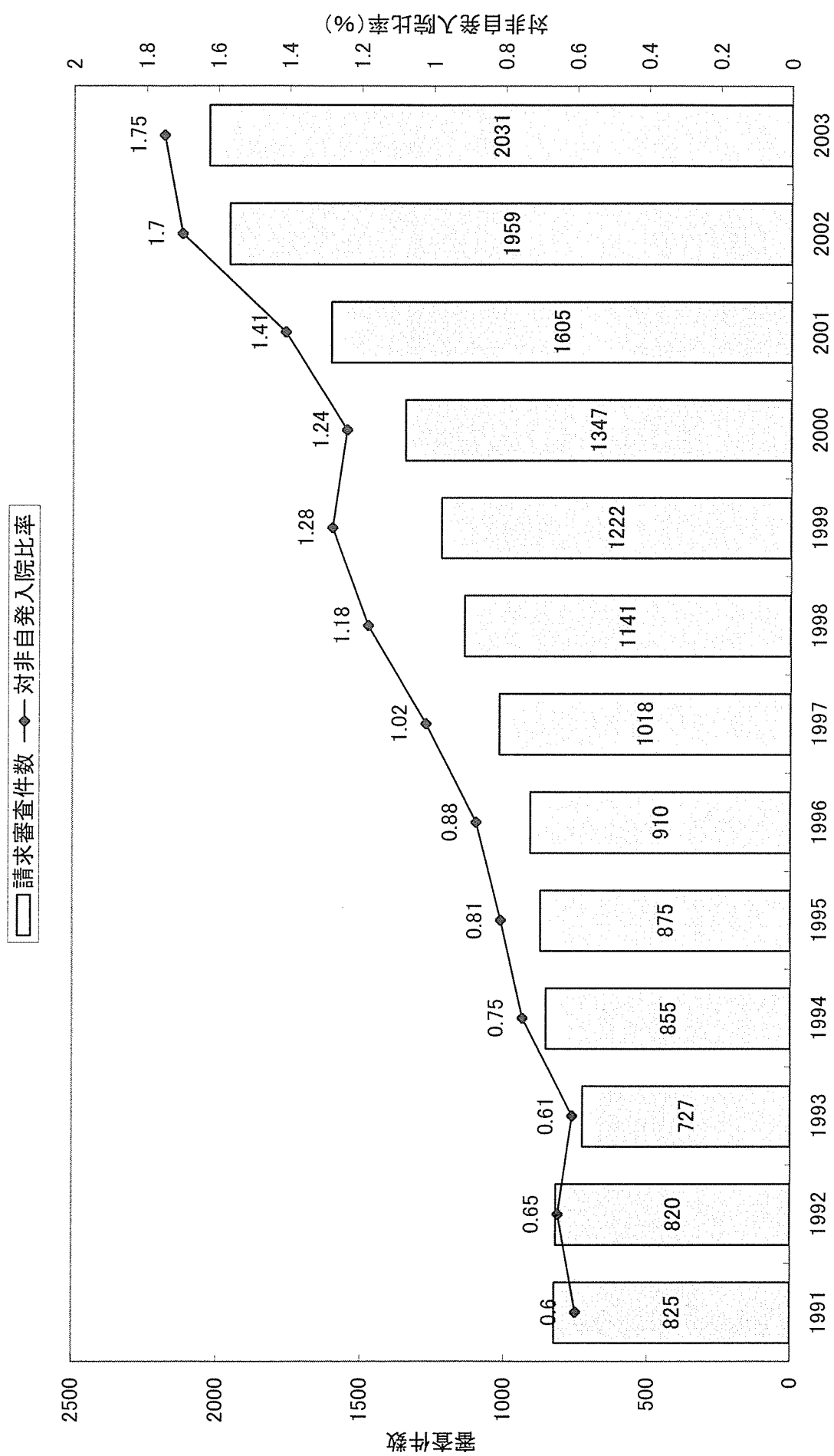




図11 請求審査件数の推移



### Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表

## 研究成果の刊行に関する一覧表

### 【書籍】

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版 年	ページ
竹島正	精神保健福祉法と 医療	松下正明, 坂田三允, 樋口輝彦 監修	精神看護学	医学芸術社	東京	2006	207-219
竹島正、 立森久照、 吉川和男	指定通院医療機関	松下正明 総編集	5 司法精神医療 司法精神医学 (全6巻)	中山書店	東京	2006	221-226
平田豊明	精神医療審査会	松下正明	司法精神医療	中山書店	東京	2005	276-286
平田豊明	精神医療審査会	精神保健福祉白書 編集委員会	精神保健福祉 白書 2007年版	中央法規	東京	2007	76

### 【雑誌】

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
浦田重治郎、 瀬戸秀文、 立森久照	危機介入とアフターケア —措置解除から見えてくるもの	精神医学	Vol.46 No.6	599~605	2004
竹島正、 立森久照、 三宅由子	地域における危機介入 —措置入院制度の事前調査を 手がかりに	精神医学	Vol.46 No.6	571~577	2004
吉住 昭、 瀬戸秀文、 藤林武史	危機介入と精神科医療 —措置診察を中心に	精神医学	Vol.46 No.6	591~598	2004

---

厚生労働科学研究費補助金 障害保健福祉総合研究事業

**措置入院制度の適正な運用と社会復帰支援に関する研究**

平成 16 年度～平成 18 年度 総合研究報告書

発行日 平成 19 年 3 月

発行者 措置入院制度の適正な運用と社会復帰支援に関する研究

主任研究者 浦田 重治郎

発行所 国立精神・神経センター国府台病院

---